

令和6年10月

サケ釣獲調査参加の皆様へ

荒川サケ有効利用調査委員会  
委員長 須貝金義

## 鮭釣獲調査と狩猟解禁に於ける事故防止対策について（お願い）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、荒川サケ有効利用釣獲調査にご応募いただき、誠に有難うございます。

早速ではありますが、折しも**当該地域が狩猟許可区域**であり**11月15日は「狩猟の解禁日」**と重なることとなり、地元猟友会の方々と協議を重ねて参りました結果、下記の内容により決定しましたのでお知らせいたします。

**釣獲調査参加者の身の安全**を最大限に配慮し協議決定いたしましたので、**内容を熟読のうえルール**の遵守とご協力をお願い申し上げます。

### 記

1. 調査期間 令和6年10月18日(金)～令和6年12月15日(日)  
※ 猟友会との調整期間 11月15日(金)～12月15日(日)
2. 調査河川 1級河川 荒川
3. 調査区間 上流：磐梯朝日大橋（花立頭首工）の下流300mから  
下流：日本海沿岸高速道路橋まで
4. 調査時間 （原則）午前7時～午後3時半からとなっておりますが、**地元猟友会との協議**で下記により**ルールを設けました**のでご理解とご協力をお願いいたします。

※ **協議に基づく、取決め事項を別紙（次ページ）に記載しましたので、ご協力お願いいたします。**

## 取決め事項

- ① 狩猟解禁中の立入禁止のため鮭釣獲調査参加者は「11月15日～11月20日」、村上市地内JR羽越線荒川鉄橋から下流の荒川河川敷内に「午前10時以前」は、立ち入り禁止とする。
- ② ①期間以後「11月21日～12月15日」鮭釣獲調査参加者は、村上市地内JR羽越線荒川鉄橋から下流の荒川河川敷内に「午前9時以前」は、立ち入り禁止とする。
- ③ 釣獲調査参加者は、腕章を着用する。
- ④ 釣獲調査参加者には、狩猟期間である旨の告知看板を要所に設置し注意を喚起する。
- ⑤ 釣獲調査参加者が地元猟友会と調査委員会で取り決めたルールに違反した場合は、調査委員会に連絡し、委員会はそれに対処する。
- ⑥ 当ルールは、猟友会ならびに荒川サケ有効利用調査委員会の協議により実施するものとする。

以上のことから、区間内への立入りは定められた時間を遵守し、定められた時間以外での釣りのポイント調査、特に日の出前や事前の下見等も絶対に行わないでください。

なお、グループ参加の代表者は、以上の事項を必ず同行者に伝えて頂きますよう、お願い致します。

上記の取決め事項に従わないで、万一事故が発生しても当調査委員会としては一切責任を負い兼ねますので、あらかじめご了承ください。

以上

お問合せ先：荒川サケ有効利用調査委員会  
所在地：新潟県村上市荒島144-24  
事務局（荒川漁業協同組合内）  
TEL 0254-62-1125